

## テーマ 3 : その他の課題

## 1. 特定外来生物以外の外来生物

## (1) 制度

## ◆ 法の目的及び外来生物の定義

法第1条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

法第2条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

## ◆ 特定外来生物被害防止基本方針

法第3条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

- 2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
  - 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
  - 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
  - 四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

## ◆ 特定外来生物以外の外来生物にかかる記述

## 基本方針

- ・ 外来生物による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性がある。このため、そのような外来生物については我が国へ不必要に導入されることのないよう生物多様性条約の考え方を踏まえて対応することが重要であり、飼養その他の取扱いに当たっても、野外に遺棄又は逸出等を行うことのないよう適切な管理が行われることが重要である。
- ・ また、このような外来生物による被害又はそのおそれが新たに確認された場合には、緊急に当該外来生物の防除の措置を講ずることが必要であり、既にまん延して被害を及ぼしている外来生物については、計画的に防除を行うことが必要である。
- ・ 特定外来生物に指定されていない外来生物についても、被害に関する知見及び導入・定着の状

況の把握に努め、被害又はそのおそれの確認できた場合には、既存制度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。

- ・ 外来生物の野外への遺棄又は逸出等が生態系等への脅威となる可能性があることの認識を深め、特定外来生物の適切な取扱いが図られることとなるよう多様な関係者がそれぞれに具体的に何をなすべきかについての普及啓発を推進する。
- ・ 外来生物に係る問題が国際的な野生生物の移動に起因していることを踏まえ、外国の政府機関や専門家等との情報交換を行い、外来生物に係る科学的な知見の収集に努める。
- ・ 外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。

## (2) 現状

- ・ 外来生物法は「特定外来生物」に関する法律であり、「外来生物」の定義は示されているものの対処方針については示されていない。一方、例えば種の保存法では「絶滅のおそれのある野生動植物」について各主体の責務等を明確にした上で、法により個別の種を指定し規制を設けている。
- ・ 「特定外来生物被害防止基本方針（以下、基本方針）」（平成 26 年 閣議決定）においても、「外来生物」の取扱いについて一部記載があるが、特定外来生物への指定を念頭に置いた対応のみ記載されている。

## (3) 課題

- ・ 特定外来生物に指定されていない又は指定できない生物については、指定されていないことをもって対応不要と考えられがちである。カテゴリの再検討で網羅できる種も出てくるかも知れないが、諸般の事情から法規制外に置かれる外来生物がこれからも存在する可能性がある。
- ・ 外来生物全般への対応の基本的考え方や対応する主体等については「外来種被害行動計画（以下、行動計画）」（環境省、農林水産省、国土交通省）に記載があるが、行動規範を変える原動力となっていない。

## (4) 対応方針（案）

- ・ 基本方針と外来種被害防止リスト、行動計画の位置づけの整理を図るなど、外来生物全般に対して必要性や地域に応じたきめ細やかな対応が可能となるよう、必要な措置や体制を検討してはどうか。

## 2. その他の課題

- ◆ 学会・博物館・自治体等と連携した外来生物分布情報のデータベースの構築（参考資料 4， 5）  
初期侵入情報等について、地方ブロック毎の連絡会議等における共有は行われているものの、継続的な情報収集や DB としての公開はできていない。（J-BIF や GBIF 等と連携した体制の確保）
- ◆ 普及啓発・教育の推進（参考資料 6， 7）  
行動計画の策定等を踏まえ、学習指導要領への外来種問題の記載については一定の成果がみられるが、一方で低学年の時期等においては学習教材として外来種の利用が継続している状況もあるため、より一層の普及啓発が必要。